第明三治二十五種郵便物認可　三十年三月三十一日

大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件	22年10月28日	大分地方検察庁検察官
株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件	22年12月７日	東京地方検察庁検察官
株式会社丸美に係る無届社債券募集事件	23年２月９日	福岡地方検察庁検察官
オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件	23年３月22日	東京地方検察庁立川支部検察官

2　告発事案の概要

平成22年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

⑴　不公正取引に対する告発

①　株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件⑴

本件は、銀行の審査部で融資案件の審査業務等に従事していた職員が、職務に関して知った情報を利用するなどして、４銘柄について内部者取引を行ったという事件である。

本件の特徴として、㋐未公表の企業情報を取り扱うことの多い金融機関の職員が繰り返し内部者取引を行っていた点、㋑４銘柄のうち２銘柄の内部者取引は、近年増加傾向にあるとして証券監視委としても注視している、公開買付け（ＴＯＢ）の実施に係る内部者取引であったことが挙げられる。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第166条第１項等　会社関係者の禁止行為）、金商法（第166条第１項等　会社関係者の禁止行為、第167条第１項等　公開買付者等関係者の禁止行為、第167条第３項等　情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成22年４月22日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年５月11日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが

第１　平成18年12月６日ないし同月７日ころ、株式会社ＧＤＨとあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、ＧＤＨの業務執行を決定する機関が、同社が発行する株式を引き受ける者を募集することについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成18年12月11日から平成19年１月19日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で、ＧＤＨの株券合計135株を代金合計1,160万5,100円で買い付け

第２　平成20年５月28日ないし同年６月２日ころ、株式会社ＢＣＪ－２と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、ＢＣＪ－２の業務執行を決定する機関が、株式会社ディーアンドエムホールディングスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月３日から同月20日までの間、証券会社を介し、知人名義で、ディーアンドエムホールディングスの株券合計３万8,000株を代金合計1,701万円で買い付け

第３　平成20年８月11日ないし同月14日ころ、エーエスホールディングス株式会社と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員が同契約の締結交渉に関し知った、エーエスホールディングスの業務執行を決定する機関が、株式会社あきんどスシローの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、自己の職務に関して知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月20日から同年９月18日までの間、複数の証券会社を介し、知人名義で、あきんどスシローの株券合計5,200株を代金合計1,021万8,900円で買い付け

第４　平成21年３月26日ころ、株式会社ベスト電器とあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、ベスト電器が新たに算出した平成20年３月１日から平成21年２月28日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の当期純利益の各予想値について、同社が平成21年１月19日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年３月26日から同年４月10日までの間、証券会社を介し、知人名義で、ベスト電器の株券合計１万2,500株を代金合計350万5,500円で売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成22年５月12日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。本件は、下記②の内部者取引事件と一括審理され、平成23年４月26日、東京地方裁判所は、本件インサイダー取引の犯行は、証券取引市場の公正性と健全性及びこれに対する投資家の信頼を大きく害するものであったとして、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、追徴金約5,824万円の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

②　株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件⑵

本件は、上記①の内部者取引事件⑴と同一の嫌疑者が行っていた別の１銘柄に関する内部者取引を告発したものである。

本件は、平成20年秋のいわゆるリーマン・ショックの後、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったという事実を知っての内部者取引である。本件では、当該事実について、金商法第166条第２項第４号の「前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との規定（いわゆるバスケット条項）に該当するものと認定し、これを告発したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条第３項等情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成22年６月15日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが、不動産投資等を目的とする株式会社リサ・パートナーズの役員が同役員の職務に関し知り、あおぞら銀行ウエルスマネージメント部において同役員に対する融資営業等の業務に従事していた職員が職務上同役員から伝達を受けた、リサ・パートナーズにおいて、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で株式会社三井住友銀行ほか10行から成る銀行団による協調融資により総額約100億円の新規事業資金を調達できることが確実となった旨の、リサ・パートナーズの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、平成21年３月６日ころ、犯則嫌疑者の職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月18日から同月26日までの間、証券会社を介し、知人名義で、リサ・パートナーズの株券合計82株を代金合計222万2,740円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成22年６月17日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、上記①の内部者取引事件と一括審理された。